一般質問

丸山議員

福井国体の受け入れ態勢について

問平成30年の福井国体では、バドミントンとクレー射撃の2競技及びオープン競技として綱引きが勝山市で開催されるが、準備から開催まで担当するのは、現在の生涯学習・スポーツ課がそのまま任務に就くのか。今後の対応を含め、理事者の見解を伺う。

答平成26年度に準備委員会や各種検討委員会を設立し、27年度には準備委員会を実行委員会に移行し準備を進めていく。また市の体制については、先催県も参考に組織の在り方を検討し、業務内容をしっかり見極め、必要な人員の配置や組織の在り方について検討を進め、しっかりとした体制を整えながら平成30年国体に臨んでいく。

世界に羽ばたくアスリート達の支援について

問勝山市にはバドミントンの山口茜さん、距離スキーの宇田俊也、宇田崇二、宇田彬人の三兄弟や石井翔子さん、さらに卓球の永下尚也さんといった世界で通用する素晴らしい選手達がいる。この選手達が海外への進出には多額の費用がかかるため、何らかの応援組織が必要と思う。各組織で応援すると共に市の体育協会並びに勝山市が側面から支援していくといった組織化が必要と考えるが理事者の見解を伺う。

答国際大会に出場となると多額の遠征費がかかり、ある程度の個人負担が必要となってくる。今後、世界で活躍する勝山出身の若きアスリート達の負担が少しでも軽減でき、素晴らしい成績を残せるよう、勝山市民全体で応援できる仕組みを構築していくことに併せ、勝山市として援助ができる仕組みについても検討していきたいと考える。

その他の質問
・北信越市長会での緊急決議等について
・冬季国体の開催について

山口 茜さん

山田議員

旧勝山精華高校の土地問題について

問金井弁護士が福井県の顧問弁護士のため調停代理人を辞退された。新たに代理人となった海道弁護士の見解を伺う。

①県議会議決は市の土地返還請求権を否定する根拠にはならず、市が対価なくケイテー株式会社に土地返還義務を負う契約は違法であり、県に土地返還を要求できないか。

②仮に市に返還義務が生じても、県への寄付時、または繊維会社の子弟教育という精華高校の役割が終了し勝山南高校になった時点が時効期間の算定始期であり、すでに時効ではないのか。

③寄付時の土地評価額は664万円で、損害額を現在の時価評価で算定すべき根拠はない。ケイテー株式会社は寄付目的を達成しながら長期間、固定資産税や都市計画税、高校運営費などの負担がなくなる利益があったが、これらは考慮する必要がないのか。

答今回の調停の目的は適正な補償額確定請求のため、その余のことについて代理人弁護士の見解を逐一申し上げることはいかがなものかと思うが、調停申し立てにあたり基本的な協議を経ていることについて述べる。

①当時の諸般の事情を全て把握することはできないが、事実関係から福井県に対する請求はできないということについては、代理人弁護士も同様の見解を示している。

②精華高校は平成元年に学科再編成に伴い勝山南高校に改称、平成25年3月末日に学校が廃止されており、返還請求できるのは学校が廃止になった「今」からという市の考えと弁護士の見解は同様である。

③損害額の算定等については、まさにこれから調停で定めていくところであるため、代理人弁護士の詳しいコメントは差し控える。

その他の質問
・上下水道料金の改定について
・中期財政見通しと行財政改革実施計画について
・安倍内閣の政策について